

第2章 危険物規制

第1 危険物の範囲

- 1 危険物に該当するか否かは、法別表第1に掲げられている品名に該当するかどうか、また、該当する場合は、法別表第1に掲げられている性状を有するかどうか、更に、性状が分からない場合には、危険物としての性状を有するかどうかの確認をするための政令で定められた試験を行い、一定以上の性状を示すかどうかにより決定される。
- 2 常温において、一の容器から他の容器へ容易に移し変えることができる程度の流動性を有する物品については、液状であると認める。(H1.12.21 消防危第114号質疑)
- 3 確認試験は、当該物品を貯蔵し、若しくは取り扱い、又は運搬しようとする者が実施するものであり、消防機関にその義務はない。また危険物等の性状確認は、資料提出により確認すること。
(H1.7.4 消防危第64号質疑)
- 4 文献値が、政令及び危険物の試験及び性状に関する省令に規定する試験と同一の試験方法により測定されたものである場合には、文献値をもって確認試験の結果とすることができる。
(H1.7.4 消防危第64号質疑)
- 5 確認試験を実施しなくても、次のように合理的に品名等が判断できる場合は、確認試験を省略できる。(H1.7.4 消防危第64号質疑)
 - (1) 製造技術上、その成分組成に幅を有する同一製品について、次のように最も危険性が大となる性状をもって当該製品の性状とする場合
 - ア 物質Aの含有率が50%から52%の水溶液に該当する場合においては、原則として物質Aの52%水溶液が有する性状をもって当該製品の性状とする。
 - イ 物質B（第一種酸化性固体）と物質C（第二種酸化性固体）からなる混合物について、物質Bの含有率が50%から52%の幅を有する場合においては、原則として、物質Bの含有率が52%のものが有する性状をもって、当該製品の性状とする。
 - (2) 既往のデータにより、物品の性状を判断する場合
 - ア 物品を構成するすべての成分が、法別表第1の品名欄に掲げる同一の品名（第4類の「石油類」に限る。）に属する危険物である場合には、当該物品は、当該品名に属する危険物として性状を有するものとする。
 - イ 物品を構成するすべての成分が、政令別表第3の性質欄に掲げる同一の性状を有する場合には、当該物品は当該性質を有するものとする。
 - ウ 物品を構成するすべての成分が、法別表第1の同一の類の品名欄に掲げる品名のみ属し、かつ、当該類の性質欄に掲げる性状を有しない場合には、当該物品は当該性状を有しないものとする。
 - エ 物質A及びその50%水溶液が第1石油類（水溶性）に該当する場合において、「物質Aの50%以上の水溶液」は第1石油類（水溶性）に該当するものとする。
 - オ 物質B（第一種酸化性固体）と物質C（第二種酸化性固体）からなる混合物について、物質Bの含有率が50%のものが第二種酸化性固体の性状を示すものである場合においては、「物質Bの含有率が50%未満のもの」は第二種酸化性固体の性状を示すものとする。
 - カ 同一の成分から構成され、各成分の含有率が異なる二つの物品が政令別表第3の性質欄に掲げ

る同一の性状を有し、かつ、成分の含有率がいずれも、一方の物品における成分の含有率と他方の物品における成分の含有率の間にある場合には、当該二物品と同一の性状を有するものとする。

キ 同一の成分から構成され、各成分の含有率が異なる二つの物品が法別表第 1 の品名欄に掲げる同一の品名（第 4 類の「石油類」に限る。）に属する危険物である場合、成分の含有率がいずれも、一方の物品における成分の含有率と他方の物品における成分の含有率の間にある場合には、当該二物品と同一の品名に属する危険物としての性状を有するものとする。

6 第 2 類関係

法別表第 1 第 2 類の項第 8 号（前各号のいずれかを含有するもの）及び第 9 号（引火性固体）の品名に該当する物品について、小ガス炎着火試験において「10 秒以内に着火し、かつ、燃焼を継続し」、セタ密閉式引火点測定器により引火点を測定する試験において「引火点が 40℃未満」である場合は、第 8 号の危険物とする。（H2. 3. 31 消防危第 28 号質疑）

7 第 3 類関係

(1) 有機けい素化合物のうち、トリクロロシランは政令で定める品名「塩素化けい素化合物」に、トリメチルクロロシラン及びエチルトリクロロシランは引火点に応じた第 4 類の「石油類」（「有機金属化合物（アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを除く。）」には、確認試験において危険性を示さないため該当しない。）にそれぞれ該当する。

（H1. 12. 21 消防危第 114 号質疑、H2. 10. 31 消防危第 105 号質疑）

(2) 水との反応性試験で示される危険性状の政令第 1 条の 5 第 6 項中「発生するガスが可燃性の成分を含有すること」とは、可燃性の成分の含有率は問わない。（H1. 7. 4 消防危第 64 号質疑）

8 第 4 類関係

(1) 法別表第 1 の備考において品目指定されているものは、それぞれ、次に適合する品目のうち、液体であり、かつ、引火性を示す（引火点を有する）ものが該当する。

（H1. 7. 4 消防危第 64 号質疑、H2. 1. 31 消防危第 105 号質疑）

ア ガソリン：JIS K 2201「工業ガソリン」（4 号（ミネラルスピリット）及び 5 号（クリーニングソルベント）を除く。）及び同 K2202「自動車ガソリン」

イ 灯油：JIS K 2203「灯油」

ウ 軽油：JIS K 2204「軽油」

エ 重油：JIS K 2205「重油」

オ ギヤー油：JIS K 2219「ギヤー油」

カ シリンダー油：JIS K 2238「マシン油」に規定する ISO VG 680、ISO VG 1000 及び ISO VG 1500 に適合するもの。

(2) 政令別表第 3 備考第 10 号に定めるほか、「水溶性液体」の判断等は次によること。

ア 「均一な外観」とは、純水と物品が二つの相に分離して存しないこと、混合液の色が均一であること等を目視により確認すること。（H1. 7. 4 消防危第 64 号質疑）

イ 純水と緩やかにかき混ぜた場合に、流動がおさまった後、数時間で二つの相に分離するような物品は、水溶性液体に該当しない。（H1. 7. 4 消防危第 64 号質疑）

ウ 界面活性剤を含有する物品を、1 気圧、気温 20℃で同容量の純水と緩やかにかき混ぜたとき、流動がおさまった後も混合液が均一な外観を維持する場合は、当該混合液が懸濁液（コロイド溶液）となる場合であっても当該物品は、水溶性液体に該当する。（H1. 12. 21 消防危第 114 号質疑）

エ 水と混合すると加水分解して溶解し、さらに放置すると、縮合しゲル化して沈澱する物品は、水溶性液体に該当しない。（H1. 12. 21 消防危第 114 号質疑）

(3) 法別表第1の備考第13号の「アルコール類」の判断等は次によること。

ア 変性アルコールとは、アルコール売捌規則（昭和12年大蔵省令第11号）第11条の2第2項のより工業用アルコールを変性したものをいう。（H2.5.22 消防危第57号質疑）

イ 次のすべての条件を満たすものは、第4類の「アルコール類」に該当する。

（H2.5.22 消防危第57号質疑）

（ア）アルコール又は水以外の成分（第三成分）の含有率が10%未満であること。

（イ）第三成分中に危険物に該当する化合物等が存する場合にあっては、当該化合物等の割合が炭素数1～3の飽和一価アルコール又は変性アルコールの合計量の10%未満であること。

ウ 規則第1条の3第4項第1号又は第2号該当し「アルコール類」から除外される物品は、「石油類」に属することはない。（H1.7.4 消防危第64号質疑）

エ 除菌用ウェットティッシュなどの第4類アルコール類がしみ込んだ紙であって、通常の状態（常温、常圧）において第4類アルコール類が紙からにじみ出ない場合、当該第4類アルコール類がしみ込んだ紙は非危険物となる。（H22.12.28 消防危第297号質疑）

オ アルコール類に該当するか否かの例示は次のとおりとなる。（H2.5.22 消防危第57号質疑）

A (wt%)	B (wt%)	C (wt%)
エチルアルコール 80.0 メチルアルコール 11.0 アセトン 9.0	エチルアルコール 67.0 グリセリン 5.0 非危険物 3.0 水 25.0	変性アルコール 55.0 [エチルアルコール 48.5] [変性剤 6.5] 非危険物 9.0 水 36.0
D (wt%)	E (wt%)	F (wt%)
エチルアルコール 60.0 アセトン 25.0 香料 微量 植物成分 5.0 水 10.0	イソプロピルアルコール 15.0 プロピレングリコール 10.0 ポリエチレングリコール 5.0 非危険物 28.0 水 42.0	変性アルコール 86.3 [エチルアルコール 85.5] [変性剤 0.8] トルエン 1.5 メチルイソブチルケトン 12.2

・A及びBは第4類の「アルコール類」に該当する。

・Cは規則第1条の3第4項第2号に該当する場合を除いて「アルコール類」に該当する。

・D及びFは、引火点に応じた第4類の「石油類」に該当する。

・Eは規則第1条の3第5項又は第6項に該当する場合を除いて引火点に応じた第4類の「石油類」に該当する。

(4) ヒドラジン（N₂H₄）は、法別表第1の品名欄の第5類の項第7号に掲げる「ヒドラジンの誘導体」に属せず、第4類の危険物に該当する。（H1.7.4 消防危第64号質疑）

(5) 引火点が100℃以上の物品の水溶液の引火点をクリーブランド開放式引火点測定器により測定すると、水が沸騰し、気化した後、引火する場合があるがこの場合、当該水溶液は引火点がないものと解してよい。（第4類の危険物に該当しない。）（H1.7.4 消防危第64号質疑）

(6) 第4類の確認試験のうち次の場合は、その一部を省略することができる。

ア 構成成分がいずれも特殊引火物に該当しない物品については、当該物品は特殊引火物に該当しないものとし、沸点測定及び発火測定試験は省略できる。（H2.3.31 消防危第28号質疑）

イ 引火点が-20℃を超えるものは、沸点の確認は必要ない。（H2.3.31 消防危第28号質疑）

ウ 塗料類について温度20℃における動粘度が4000cSt以下のもの又は温度20℃におけるストーマー粘度計で測定される粘度（KU値）が140以下のものは、20℃以上40℃以下の温度において

液状であると判断できるため、液状確認試験は省略できる。(H1. 12. 21 消防危第 114 号質疑)
 エ 塗料類について温度 20℃における KU 値が 50 以下のものは、0℃以上 80℃以下に温度において動粘度が 10cSt 以上であると判断できるため、動粘度測定試験は省略できる。

(H1. 12. 21 消防危第 114 号質疑)

オ 可燃性液体量の測定は、成分組成が未知の物品についてその可燃性液体量を当該測定方法により確認しても差し支えないものとして定めたものであり、成分組成が明らかな物品については測定を行う必要はない。(H1. 7. 4 消防危第 64 号質疑)

カ 既存のデータにより、タグ密閉式引火点測定器により測定される引火点(以下「タグ引火点」という。)における動粘度が、明らかに 10cSt 以上又は未満であると判断できる場合には、あらためてタグ引火点における粘度を測定することを要しない。(H2. 3. 31 消防危第 28 号質疑)

(7) 動植物油類を原料として加工製造された液状の物品は、次によること。

(H2. 10. 31 消防危第 105 号質疑)

ア 水素添加されたものは、動植物油類に該当する。

イ 複数の動植物油をグリセリンと脂肪酸に分解し、エステル交換により元の動植物油類とは異なるグリセリドとしたものは、動植物油類に該当する。

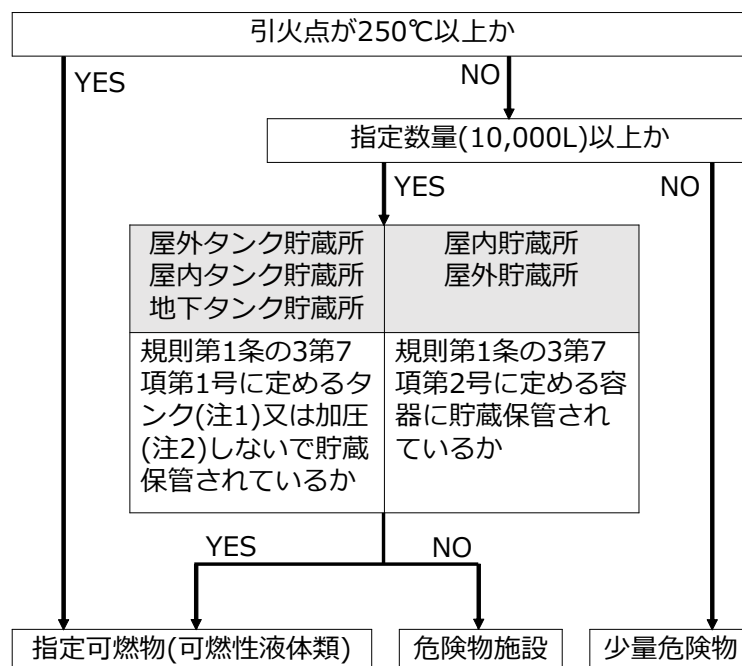
ウ 動植物油をグリセリンと脂肪酸に分解し、グリセリンの代わりに、しょ糖脂肪酸エステル、ソルビタン脂肪酸エステル、プロピレングリコール脂肪酸エステル等としたものは、引火点に応じた第 4 類の石油類に該当する。

(8) バイオマス燃料のうち、ETBE (エチル・ターシャリー・ブチル・エーテル) を含有したガソリンについては、「揮発油等の品質の確保に関する法律」の規格に適合し、販売されているものは、第 4 類第 1 石油類 (法別表第 1 備考第 12 号のガソリン) に該当するものであること。

(H20. 3. 24 消防危第 45 号通知)

(9) 動植物油の判定については、次によること。(H1. 7. 4 消防危第 64 号質疑)

〔動植物油の規制概要〕



注 1 保温を目的とした 40℃未満の加熱を除く。

注 2 水柱 500mm (5kPa) を超える圧力を加えたものをいう。

図第 1-1

(10) 硫酸ヒドロキシルアミンには、水分、硫安及びその他添加剤を含むものがあり、中には危険物としての危険性を抑制する物質を含有することもあることから、「硫酸ヒドロキシルアミン 40wt%含有」と表示のある商品であっても、その割合は各製造元ごとに異なることから、一概に危険物とは言えない。従って、ヒドロキシルアミン等が危険物に該当するか否かは、濃度又は含有率等により判断するのではなく、法別表第1備考に定めるように、政令で定める熱分析試験及び圧力容器試験の結果により、確認する必要がある。

9 データベースに関しては、次の通知を参照すること。

(1) 危険物データベースの運用について (H1. 11. 20 消防危第 107 号通知)

(2) 危険物データベースの運用の変更について (H5. 3. 25 消防危第 22 号通知)

10 複数性状物品の属する類、品名は次のように定められている。

物品が示す複数の性状	該当する類、品名
第1類（酸化性固体）及び第2類（可燃性固体）の危険物の性状を有するもの	第2類第8号の品名に該当する危険物
第1類（酸化性固体）及び第5類（自己反応性物質）の危険物の性状を有するもの	第5類第11号の品名に該当する危険物
第4類（引火性液体）及び第5類（自己反応性物質）の危険物の性状を有するもの	
第2類（可燃性固体）及び第3類（自然発火性物質及び禁水性物質）の危険物の性状を有するもの	第3類第12号の品名に該当する危険物
第3類（自然発火性物質及び禁水性物質）及び第4類（引火性液体）の危険物の性状を有するもの	